

## 東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 2 1 日  
6 教人選第 8 8 6 号  
教 育 長 決 定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業実施要綱（令和 7 年 3 月 21 日付 6 教人選第 875 号。以下「実施要綱」という。）第 3 条第 2 号に定める補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

### (通則)

第 2 条 補助金の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する大学（同法第 91 条に規定する専攻科及び同法第 108 条に規定する短期大学を含む。以下同じ。）及び同法第 124 条に規定する専修学校（専門課程に限る。）をいう。同法第 97 条に規定する大学院は含まない。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）第 14 条第 1 項に規定する第一種学資貸与金（以下「第一種奨学金」という。）及び第二種学資貸与金（以下「第二種奨学金」という。）並びに代理返還制度を有する公的機関等（以下「奨学金貸与団体」という。）が実施する貸与型奨学金で、東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）が認める奨学金をいう。

### (交付対象者)

第 4 条 東京都知事（以下「知事」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

#### (1) 次のいずれかに該当する者

- ア 東京都公立学校教員採用候補者選考に合格し、採用候補者名簿に登載された後、この要綱の施行後初めて東京都公立学校の教員として採用された者
- イ 東京都区市町村立幼稚園に正規教諭としてこの要綱の施行後初めて採用された者
- ウ ア以外で東京都の区域内に存する区市町村が実施した教員採用候補者選考に合格し、東京都区市町村立学校に正規教員としてこの要綱の施行後初めて採用された者
- エ 東京都公立学校教員適性選考に合格し、採用候補者名簿に登載された後、この要綱の施行後初めて実習助手又は寄宿舎指導員から東京都公立学校教員として採用された者

- (2) 大学等において、奨学金の貸与を受けていた者
  - (3) 大学等において貸与を受けた奨学金の返還残期間の終了日が初回の補助金交付日が属する年度の4月1日以降であり、交付申請時点で奨学金の返還を延滞していない者
  - (4) 本補助金の交付について、知事が代理返還制度を活用して、貸与を受けている奨学金貸与団体に直接支払うことを了承する者
- 2 次の各号に掲げる事業による支援を受けていた者が退職し、退職後1日以上期間を空けず引き続いて正規の東京都公立学校教員又は東京都公立幼稚園教諭として採用され、前項の要件を満たす者は、交付対象とする。ただし、前職退職時から正規の東京都公立学校教員又は東京都公立幼稚園教諭として採用されるまでに、期間が空いている場合には、交付対象外とする。
- (1) 東京都知事部局が実施する技術職、消防職員及び私立学校教員向け奨学金返還支援事業
  - (2) 警視庁が実施する警察職員向け奨学金返還支援事業
  - (3) 東京消防庁が実施する消防職員向け奨学金返還支援事業

(補助金の額)

- 第5条 補助金の額は、交付対象者が大学等における在学時に奨学金として貸与を受けた額のうち、交付申請日の属する年度の4月1日時点の返還残額の2分の1(100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)の額とする。ただし、一人150万円を上限とする。
- 2 前条第2項に該当する者に対する補助金の額は、前職で交付決定を受けた額のうち、原則として、前項で規定する額に相当する未交付額とする。
  - 3 1年当たりの補助金の額は、前項の規定による額を10で除した額とする。ただし、交付申請時点の返還残期間の終了日が10回目の補助金交付日が属する年度よりも前の場合は、返還残期間の終了日が属する年度までを交付対象期間とし、前項の規定による額を、交付対象期間の年数に応じた数で除した額(1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。)とする。
  - 4 奨学金貸与団体の制度により前項の規定による補助金の額とすることができない場合における1年当たりの補助金の額は、都教育委員会が別に定める。
  - 5 複数の奨学金の貸与を受けている場合、それぞれの返還残額に応じて、次のとおり補助金の額を決定する。
    - (1) 返還残額が一つで300万円以上の奨学金がある場合は、返還残額が300万円以上の奨学金のうち、補助金の交付を受けようとする者が希望する奨学金一つを補助対象とし、第1項の規定に従って補助金の額を決定する。
    - (2) すべての奨学金の返還残額がそれぞれ300万円未満の場合、返還残額が最も多い奨学金の返還残額の2分の1(100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)の額に、150万円から当該額を差し引いた額と、返還残額が次に多い奨学金の返還残額の2分の1の額を比べ、少ない方の額を加えた額を補助金の額とする。ただし、加える額は返還残額が次に多い奨学金の補助金の額とする。

(交付対象期間)

第6条 交付対象期間は、採用から1年経過する日の翌年度から起算して10年度目までの期間（交付申請時点の返還残期間の終了日が10回目の補助金交付日が属する年度よりも前の場合は前条第3項で定める期間のとおり）のうち、東京都公立学校教員又は東京都公立幼稚園教諭として勤務した期間（休業及び休職期間を含む。）とする。ただし、懲戒処分による停職期間は交付対象期間に含まない。この場合において、1年当たりの補助金の額から停職期間が生じた月数分（月途中で停職期間が始まった場合、その月も一月と数える。）を控除した金額を交付する

- 2 第4条第2項に該当する者は、前職で決定を受けた交付対象期間を引き継ぐものとする。
- 3 奨学金貸与団体の制度により、第1項及び第2項による交付対象期間に満たない場合の交付対象期間は、都教育委員会が別に定める。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が年度ごとに別途指定する期間に、東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業補助金交付申請を電子にて行うものとする。

- 2 前項の規定による申請には、次に掲げる書類を全て添付しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類については、第4条第1項第1号（ア）又は（エ）に該当する者は添付を省略することができる。
  - (1) 返還誓約書（様式第1号）
  - (2) 奨学金の借入を証する書類
  - (3) 在職証明書（様式第3号）
  - (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 知事は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、原則として、交付申請期間の末日から半年以内に交付決定通知書により申請者に電子にて通知するものとする。

- 2 知事は、交付申請書の内容を審査し、不相当と認めるときは、不交付の決定を行い、不交付決定通知書により申請者に電子にて通知するものとする。

(交付決定の変更等)

第9条 前条第1項による補助金の交付決定を受けた者（以下「支給対象者」という。）は、第7条の規定による交付申請の内容に変更があったときは、速やかに東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業補助金変更承認申請を電子にて行い、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請について、変更の承認をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 支給対象者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(毎年度の在職状況の報告)

第11条 支給対象者は、採用から1年経過する日の翌年度以降、知事が指定する日までに、東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業補助金在職証明書により、毎年度4月1日時点の在職状況の報告を行わなければならない。ただし、第4条第1項第1号(ア)又は(エ)に該当する者は、報告を省略することができる。

(補助金の交付方法)

第12条 補助金は、支給対象者の採用から1年経過する日の翌年度から毎年度1回(合計10回を上限とする。)、知事が奨学金貸与団体に対して、代理返還制度を活用して直接支払う方法により、支給対象者に交付する。

- 2 奨学金貸与団体の制度により前項の規定による補助金の額の支払ができない場合は、都教育委員会が別に定める。
- 3 第1項及び第2項の規定による補助金の交付に当たり、知事は、支給対象者が補助金の支払日の属する年度の4月1日に在職していることを確認するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 知事は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の支払日の属する年度の4月1日の在職が確認できなかった場合
  - (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項の規定による懲戒処分として停職又は免職の処分を受けた場合
  - (3) 奨学金の返還を免除された場合
  - (4) 他の団体から二重に奨学金返還支援を受け、不当に利得を得た場合
  - (5) 補助金の交付を受けるため、虚偽の申告又はその他不正の行為を行った場合
  - (6) 奨学金貸与団体へ代理返還できない場合
- 2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、交付決定取消通知書により支給対象者に通知するものとし、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、支給対象者にその返還を命じるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は東京都教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

返 還 誓 約 書

令和 年 月 日

東京都教育委員会 殿

令和 年 月 日付けで交付申請をしました東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業補助金について、東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により返還が決定した場合には、定められた支払期限までに滞りなく支払います。

住所 〒 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

第 号  
年 月 日

（申請者氏名） 様

東京都知事

東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金について、東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業補助金交付要綱「以下「要綱」という。」第8条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

なお、交付申請の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに要綱第9条第1項の規定により、変更承認申請を行ってください。

要綱第4条第1項第1号（イ）又は（ウ）に該当する者については、要綱第11条の規定により、翌年度以降、毎年度4月1日時点の在職証明書を同月30日までに提出してください。

記

1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

〇〇奨学金 円

〇〇奨学金 円

2 補助対象期間

〇〇奨学金 年 月 日 から 年 月 日までの期間

〇〇奨学金 年 月 日 から 年 月 日までの期間

3 毎年度交付額

〇〇奨学金 円

〇〇奨学金 円

4 交付条件

- 補助対象期間のうち、東京都公立学校の教員又は東京都公立幼稚園の教諭として勤務したものととして認められる年数に応じて交付する。
- この補助金の交付の決定を受けた補助金受給者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受領した日から14日以内に申請の取下げをすることができる。
- 補助金は、要綱第11条の規定による4月1日時点の在籍状況を確認の上、奨学金貸与団体に対して、〇〇返還として支払う。
- 要綱第13条第1項の各号に定めるいずれかの要件に該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 毎年度の交付については、その支出根拠である当該年度の予算が前年度末までに東京都議会で議決された場合において有効となる。
- その他、要綱に定めるところによる。

在職証明書  
（東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業）

年 月 日

所在地

証明機関

印

職・氏名

電話番号

担当

下記のとおり証明します。

記

氏名

生年月日 年 月 日生

（ ）年 4 月 1 日時点の在職状況

雇用形態	正規採用 ・ その他（ ）
採用年月日	年 月 日
配属先	
懲戒処分歴 (停職)	無 ・ 有（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

※この在職証明書は、東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業において、交付要件確認のため、交付申請及び補助金交付を行う年度の4月1日時点の在職状況を証明していただくものです。証明者様におかれましては御多用中のところお手数をお掛けしますが、御協力くださるようよろしくお願い申し上げます。

<記入上の注意>

- 1 証明書は漏れなく記入してください。
- 2 雇用形態は、該当するものを○で囲んでください。その他の場合は、雇用形態を記入してください。
- 3 採用年月日欄は、採用した日付を記入してください。
- 4 配属先欄は、4月1日時点の勤務先を記入してください。
- 5 懲戒処分歴欄は、停職の懲戒処分歴の有無について○を囲み、有の場合は、停職期間を記入してください。
- 6 証明時点の年は、本人に確認の上、記入してください。
- 7 証明は、任命権者（教育委員会・教育事務所・知事・区市町村長等）が行ってください。
- 8 東京都教育委員会発令の勤務期間については、証明不要です。

【問合せ先】 東京都教育庁人事部選考課 電話03-5320-6787

第 号  
年 月 日

（申請者氏名） 様

東京都知事

東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付けで変更承認申請のあったことについて、東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業補助金交付要綱「以下「要綱」という。」第9条第2項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

なお、交付申請の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに要綱第9条第1項の規定により、変更承認申請を行ってください。

要綱第4条第1項第1号（イ）又は（ウ）に該当する者については、要綱第11条の規定により、翌年度以降、毎年度4月1日時点の在職証明書を同月30日までに提出してください。

記

1 補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

〇〇奨学金 円

〇〇奨学金 円

2 補助対象期間

〇〇奨学金 年 月 日 から 年 月 日までの期間

〇〇奨学金 年 月 日 から 年 月 日までの期間

3 毎年度交付額

〇〇奨学金 円

〇〇奨学金 円

4 変更事由

5 交付条件

- (1) 補助対象期間のうち、東京都公立学校の教員又は東京都公立幼稚園の教諭として勤務したものであるとして認められる年数に応じて交付する。
- (2) この補助金の交付の決定を受けた補助金受給者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知を受領した日から14日以内に申請の取下げをすることができる。
- (3) 補助金は、要綱第11条の規定による4月1日時点の在籍状況を確認の上、奨学金貸与団体に対して、〇〇返還として支払う。
- (4) 要綱第13条第1項の各号に定めるいずれかの要件に該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (5) 毎年度の交付については、その支出根拠である当該年度の予算が前年度末までに東京都議会で議決された場合において有効となる。
- (6) その他、要綱に定めるところによる。

(日本産業規格A列4番)

第 号  
年 月 日

（申請者氏名） 様

東京都知事

東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付けで通知した東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業補助金交付決定について、東京都公立学校教員等奨学金返還支援事業補助金交付要綱「以下「要綱」という。」第13条第1項の規定により、下記のとおり取り消すことを決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定取消額 金 \_\_\_\_\_ 円

〇〇奨学金 円

〇〇奨学金 円

2 補助取消期間

〇〇奨学金 年 月 日 から 年 月 日までの期間

〇〇奨学金 年 月 日 から 年 月 日までの期間

3 取消事由

4 その他

要綱第13条第2項の規定により、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、支給対象者にその返還を命じる。